

『古都』大津 Q&A

Q4. 歴史風土の保存とは？

古都における歴史的風土を保存するために、国は必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として決定し、歴史的風土保存計画を策定します。

また、府県知事(政令市は市長)は、歴史的風土保存区域のうち、歴史的風土を保存する上で、枢要な部分を構成している地域を「歴史的風土特別保存地区」として都市計画決定することができます。

これらの区域及び地区では、古都保存法に基づき行為の制限が行なわれます。

◇大津市歴史的風土保存

建物を建てたり、木を切るなどの歴史的風土の保存に影響を与えるおそれのある行為をする場合にはあらかじめ府県知事に届け出なければなりません。

ただし、通常管理行為、軽易な行為その他政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については届出は不要です。

<届出が必要な行為>

- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

<罰則>

- ・届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合には、1万円以下の過料に処せられます

◇大津市歴史的風土特別保存地区

建築物の建築などのほか工作物の色彩や屋外広告物の表示などの行為について、府県知事の許可を受けなければなりません。

また、その代償措置として、行為が不許可とされた場合には、その土地の買い入れを申し出ることができます。

<許可が必要な行為>

- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・建築物その他の工作物の色彩の変更
- ・屋外広告物の表示又は掲出
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

<罰則>

- ・許可を受けなかった場合、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・許可の条件に違反した場合、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・違反行為に対する是正命令に従わなかった場合、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・その他、2万円以下の罰金が課せられる場合がある